

1 京・地域福祉推進指針とは（平成31年3月策定）



- 社会福祉法第107条に規定される，本市の地域福祉計画（第4期目）
計画期間：令和元年度～令和5年度
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく，本市の成年後見制度利用促進計画としても位置付け
- 京都市基本計画の分野別計画の一つ

2 京・地域福祉推進指針に基づく取組の進捗状況

※ 本市の事業実施状況は、別紙「参考資料」を参照

重点目標 1 地域における「気づき・つながり・支える」力の向上

-  推進項目 1 住民同士の支え合い活動の促進
～互いに認め合い、誰もがやりがいと喜びを感じ、いきいきと
過ごせる地域づくり～
-  推進項目 2 多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する
仕組みづくり

重点目標 2 行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化

-  推進項目 3 困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制
の充実

3 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の今後の予定について

「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進期間は「5年を目途」と定めており、現行の指針（令和元年度～令和5年度）の改定にあたっては、以下のスケジュールを予定している。

- ① 令和4年度（改定2年前）
基礎データの収集や地域生活課題等を把握
- ② 令和5年度（改定前年度）
基礎データや地域課題等を分析・共有，計画策定
- ③ 令和6年度～
次期計画実施期間